

# 保育所等利用申込（届出済）事項の変更について

届出済の住所、氏名、世帯構成、勤務先、勤務時間（育児短時間勤務となった場合も含む）、就労状況等が変わった場合は、速やかに子ども未来課への届出（就労証明書や変更届の提出）や認定（教育・保育給付認定）の変更申請が必要です。

## ■就労証明書の再提出が必要な場合（代表例）■

- ・支店異動、部署異動等で就労先事業所が変わった（勤務時間等の条件に変更なし）
- ・勤務時間を変更するが現在の認定範囲内での変更である（標準時間 120 時間/月以上・短時間 120 時間/月未満）
- ・週 5 日、月～金曜日勤務だったが、土曜日も含む週 5 日勤務に変更になった

→認定内容に変更はないが、届出済の内容に変更がある場合は、就労証明書の再提出が必要

## ■変更届・変更申請書の提出が必要な場合（代表例）■ ※必要書類は次頁をご確認ください

- ・仕事を辞めて、新たな仕事を探す / 求職中で、新たに就業する
- ・時短勤務をすることになり 120 時間/月以上の勤務から 120 時間/月未満の勤務となる
- ・婚姻、離婚、死亡等により世帯員に変更が生じた

→認定内容や世帯員に変更がある場合は、変更届・変更申請書、申請内容に応じた必要書類の提出が必要

※認定は月単位で行っています。変更申請等の内容は翌月分より変更します。

変更となる月の前月中に申請をしてください。

※勤務時間が延びる場合などで、申請が遅れると、延長保育料がかかる場合があります。前月までに申請できない場合は、必ず事前に相談してください。

## その他の変更手続きについて

育児休業を取得する場合 ・ ・ 保育所等の継続利用申請が必要になります。出生後に子ども未来課より案内しますが、出生後すぐに父が育児休業を取得する場合には、子ども未来課までお知らせください。

町外へ転出する場合 ・ ・ 住民票を異動した当月末で保育所等の利用が中止（退園）となります。転出前に、「保育利用中止届」を提出してください。（※継続して利用を希望する場合には、転出先自治体の保育所等担当部署で継続利用の手続きをしてください。手続きを行わない場合、継続利用することはできません。）※1日に転出する場合には退園日が異なりますので事前に相談してください。

変更手続きが必要な場合については次頁を確認していただき、事後申請とならないようご注意ください。また、必要な手続きを怠ると、退園となる可能性があることを申し添えます。手続きについてご不明な点は、下記担当までご連絡ください。

※『令和8年度 長泉町保育所・認定こども園・小規模保育事業所 利用申込案内』抜粋

4 変更手続きが必要な場合（申込み後・内定後・入園後・保留期間中）

利用申込後、承諾（内定）を受けた後、入園後及び保留期間中に、次のいずれかの場合に該当するようになったときは、変更手続きが必要となりますので、下表「必要書類」の★印の書類をご準備いただき、役場のこども未来課窓口で手続きをお願いいたします。

※変更届、変更申請書等は役場窓口で記入いただきます。

| 変更手続きが必要な場合  |                        | 必要書類   |   |
|--|------------------------|--|---|
| 住 所  | 長泉町内で転居                | ・変更届   |   |
|  | 長泉町外へ転出                | ・申込取下書 ※申請中又は利用保留の場合<br>・保育利用中止届 ※利用中の場合   |   |
| 保護者の連絡先変更  |                        | ・変更届   |   |
| 子ども又は保護者の氏名変更  |                        | ・変更届   |   |
| 家族構成の変更  | 保護者の婚姻（事実婚を含む）         | ・変更申請書   |   |
|  | 保護者の離婚                 | ・変更申請書<br>★戸籍謄本等   |   |
|  | 祖父母等との同居               | ・変更申請書   |   |
|  | 同一世帯家族の障害者手帳の取得・更新・喪失等 | ・変更申請書 ※「喪失」の場合は変更申請書のみ<br>★障害者手帳<br>★特別児童扶養手当受給証明書の写し<br>★障害基礎年金受給者証の写し } ※該当するもの |   |
|  | 上記以外(出生、別居、死亡等)        | ・変更申請書   |   |
| 保育必要事由   | 就 労                    | ・変更申請書<br>★就労証明書   |   |
|  | 妊娠・出産                  | ★母子手帳（表紙と出産予定日の記載ページ）等の写し  |   |
|  | 疾病・障害                  | 病気になった   | ・変更申請書<br>★「疾病等により子どもを保育できない旨の意見の記載」のある医師の診断書 |
|  |                        | 障害者手帳等を交付された   | ・変更申請書<br>★障害者手帳等の写し                          |
|  | 介護・看護                  | ・変更申請書<br>★「医師の診断書」又は「介護保険被保険者証・障害者手帳等の写し」   |   |
|  | 災害復旧                   | ・変更申請書<br>★り災証明書等の写し   |   |
|  | 求職活動                   | ・変更申請書<br>★「ハローワークカードの写し」「ハローワーク受付票の写し」等の求職活動中であることが確認できるもの                        |   |
|  | 就 学                    | ・変更申請書<br>★「在学証明書等の写し」及び「カリキュラムの写し」等の就学日数・時間が確認できるもの                               |   |
| 保育必要量変更（標準時間・短時間）  |                        | ・変更申請書   |   |
| 雇用期間、育児休業期間等の変更に伴う認定変更   |                        | ・変更申請書<br>★就労証明書   |   |
| 育児休業を取得する場合（在園児の継続利用申請）<br>※子の出生後すぐに、父が育児休業を取得する（予定）場合は、こども未来課又は園までお知らせください。 |                        | ・変更申請書<br>・継続利用願<br>★就労証明書<br>※父母ともに育児休業を取得する場合は、父母ともに必要                           |   |

（注）「保育必要事由」「保育必要量」等の変更は、原則として、変更事由が生じた日（又は変更申請日）の翌月1日（変更事由が生じた日等が1日の場合はその月）からとなります。